

○北信保健衛生施設組合一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(昭和 57 年 3 月 26 日 規則第 10 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 規則第 2 号

北信保健衛生施設組合一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する事項は、中野市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年中野市規則第 39 号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。